平成27年3月27日法人規則 第73号

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、「SBC東京医療大学学術研究倫理憲章」(以下「憲章」という。)、「SBC東京医療大学における研究に係わる生命倫理に関する指針」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正)及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に基づき、学校法人SBC東京医療大学(以下「本学」という。)における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における対応について必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 研究活動上の不正行為
 - ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。
 - ・捏造:存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - ・改ざん:研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ・盗用:他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文ま たは用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。
 - ② 前号以外の研究活動上の不適切な行為であって、二重投稿又は不適切なオーサーシップ等、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。
 - (2) 研究者等

本学に雇用されて研究活動に従事している者並びに本学の施設や設備を利用して 研究に携わる者及び学生。

(3) 部局

本学に設置する健康科学部、教養部、医学教育センター、学術情報センター及び ウェルネストレーニングセンター。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、憲章に則り、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければな らない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等(以下「研究資料等」という。)を10年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 研究者等は、共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任を明確にしなければならない。また、研究代表者は研究活動の全容を把握し、研究成果を適切に確認しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(責任と権限)

- 第4条 理事長は学校法人の代表者として、不正行為発生時の指揮監督及び最終責任を負う。
- 2 学長は研究活動の最高管理責任者として本学全体を統括し、研究活動の運営及び管理 について最終責任を負う。
- 3 学部長は研究倫理教育責任者として研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。
- 4 部局の長は、部局責任者として当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任と権限を持つ。

(最高管理責任者の役割)

- 第5条 最高管理責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括 する権限と責任を有し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じ、自ら不正防 止計画の進捗管理に努めるものとする。
- 2 最高管理責任者は、最高管理責任者直属の担当者として不正防止計画推進者を置き、事務局職員及び教員(相当の研究経験を有する者)をもって充てる。

(不正防止計画推進者の役割)

- 第6条 不正防止計画推進者は、最高管理責任者の命を受け、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。
- (1) 不正防止計画を立案し、その実施状況を確認すること。
- (2) 研究者に不適正な執行が認められる場合又は不適正な執行となるおそれのある場合は、事案毎に改善計画を立案し、その実施状況を確認すること。
- (3) 研究費の使用に関する規定についての学内外からの相談を受け付け、対応すること。

(研究倫理教育責任者の役割)

第7条 研究倫理教育責任者は、不正防止計画に基づいて、本学に所属する研究者等に対し、

研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する教育を定期的に行わなければならない。

(部局責任者の役割)

- 第8条 当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等のため、次の各号を実施 し、最高管理責任者に報告する。
 - (1) 研究資料等の保存・管理。
 - (2) 共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任状況の管理監督。

(メンター)

- 第9条 各部局に若手研究者等(科学研究費助成事業において「若手研究者」とされる 者)を指導するメンターを置く。
- 2 メンターは、若手研究者等が研究活動において不正をすることなく自立した研究活動 を遂行できるよう適切な支援、助言等を行う。
- 3 メンターは、本学専任教員のうちから当該部局長が推薦し、学長の承認を得た者をもって充てる。

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第10条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、事務局総務課に告発の受付 窓口(以下「告発窓口」という。)を置く。

(告発の受付体制)

- 第11条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。
- 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、最高管理責任者と 協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。 最高管理責任者は、当該告発に関係する部局責任者に、その内容を通知するものとする。
- 5 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて 告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通 知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑い が指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の 氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正と する合理的理由が示されている場合に限る。)は、最高管理責任者は、これを匿名の告発

に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

- 第12条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談することができる。
- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の 理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正 行為を求められている等であるときは、告発窓口は、最高管理責任者に報告するものとす る。
- 4 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

- 第13条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者又は被告発者の秘密の遵守 その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。
- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

- 第14条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。
- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者 の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただ し、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要 とする。
- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及び プライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第15条 部局責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差

別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益 な取扱いをしてはならない。
- 3 告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則及び教職員懲戒規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発 者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を 行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第16条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみを もって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則及び教職員懲戒規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発したことのみをもって、当該被告発者 の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者 に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第17条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく 告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に 何らの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的 とする告発をいう。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

- 第18条 第11条に基づく告発があった場合又は本学がその他の理由により予備調査が 必要であると認めた場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会 は速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 予備調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 研究倫理教育責任者 1名
 - (2) 不正防止計画推進者 1名
 - (3) 研究委員会委員長 1名
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査 を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

- 第19条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学 的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項につい て、予備調査を行う。
- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査 を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査 すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

- 第20条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起 算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを代表者と 協議して決定する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施することが決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関及び関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の 資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

- 第21条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、 全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければなら ない。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 最高管理責任者 1名
 - (2) 研究委員会委員長 1名
 - (3) 法律の知識を有する外部有識者 3名以上

(本調査の通知)

- 第22条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てるこ

とができる。

3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、 その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代 させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

- 第23条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査 への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施 できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力 しなければならない。

(本調査の対象)

第24条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、 本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第25条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に 関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはな らない。

(本調査の中間報告)

第26条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関及び関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を 当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。 (調査における研究又は技術上の情報の保護)

第27条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第28条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第23条第5項の定める保障を与 えなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手続)

- 第29条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。
- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由が ある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を 得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告 発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない
- 5 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

- 第30条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・ 科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認 定を行うものとする。
- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを 覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務機関の範囲に属 する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在

するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑い を覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第31条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果(認定を含む)を告発者、被告発者及び 被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。 被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

(不服申立て)

- 第32条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受理した日から14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、この期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 悪意に基づく告発と認定された者(被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)についても、前項と同様とする。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第21条第2項及び第3項に準じる。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが悪意のあるものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けない。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対して、その決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、本条第1項及び第2項に定める不服申立てがあったときは告発者 に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者か ら不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係 る資金配分機関等及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定を した時も同様とする。

(再調査)

- 第33条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査 委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行

うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理 責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知 するものとする。

- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、 先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するもの とする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由があ る場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得る ものとする。
- 4 最高管理責任者は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を 告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者 に通知するものとする。被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与した と認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。ま た、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

- 第34条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたものと認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発 がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公 表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論 文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによ るものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、 調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者 の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の 方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

- 第35条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出 停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第36条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第37条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文 等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの 意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

- 第38条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、 証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立 ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回 復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(不正を行った者の処分)

- 第39条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、被認 定者に対して、法令、就業規則及び教職員懲戒規程により処分を課するものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁 に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第40条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとるものとする。

- 2 最高管理責任者は、関係する部局責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
- 3 最高管理責任者は、第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する 資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

(悪意に基づく告発者の処分)

第41条 告発が悪意に基づくものと認定された場合で告発者が本学に属する者であると きは、第39条の規定に準じて処分する。

第8章 雜則

(庶務)

第42条 この規程に関する事務は、事務局総務課にて担当する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年3月27日から施行する。
- 2 この規程は、2019年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2021年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2024年4月1日から施行する。